

議案第16号

つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(対象者が小児であり、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の場合にあっては、入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。)」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(控除額の支給)

第4条の2 市は、医療福祉費の支給につき、前条第2項の規定により同項各号に定める額を控除したときは、対象者(母子家庭の母子及び父子家庭の父子に限る。)に対し、当該控除した額(以下「控除額」という。)を支給する。

2 前条第5項の規定は、控除額の支給について準用する。

3 市は、医療福祉費の支給につき、前条第6項の規定による支払をしたときは、前項において準用する同条第5項の規定による申請によらずに控除額を支給することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

令和3年2月26日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

小児の外来診療分の医療福祉費に係る受給対象者を、高校3年生相当まで拡大すること及びひとり親家庭の自己負担金の返金を実施するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第60号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(医療福祉費の支給)</p> <p>第4条 市は、対象者の疾病又は負傷</p> <hr/> <p>について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、付加給付が行われた場合は当該付加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額(国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>(医療福祉費の支給)</p> <p>第4条 市は、対象者の疾病又は負傷(対象者が小児であり、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の場合にあつては、入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。)について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、付加給付が行われた場合は当該付加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額(国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。</p> <p>2～8 (略)</p>

・(控除額の支給)

第4条の2 市は、医療福祉費の支給につき、前条第2項の規定により同項各号に定める額を控除したときは、対象者(母子家庭の母子及び父子家庭の父子に限る。)に対し、当該控除した額(以下「控除額」という。)を支給する。

(新設)

2 前条第5項の規定は、控除額の支給について準用する。

(新設)

3 市は、医療福祉費の支給につき、前条第6項の規定による支払をしたときは、前項において準用する同条第5項の規定による申請によらずに控除額を支給することができる。

(新設)